

全国一律で制定されている法律などの規制が、地域の実情や企業の経済活動に合わないことがあります。特区制度は、国と自治体・民間事業者が協力し、規制改革を行うことで、地方創生や日本の国際競争力の強化などにつなげる制度です。

新たにルールを“作る”

新たな規制・制度改革のためのご相談を随時募集しています。

提案の実現に向け、長崎県がサポートしながら国に対して規制の見直し提案を行います。

新たな規制改革 事項の提案

- 国への提案に向け、長崎県と提案者が共同で内容を検討
- 検討内容を内閣府へ提案

主務官庁へ 検討要請

- 内閣府から主務官庁へ提案内容の検討を要請
- 主務官庁から要請があれば、内閣府を介して追加資料等を提出

WGヒアリング

- 必要に応じ民間有識者からなる特区WG開催
- 提案者と主務官庁からの説明に基づき、提案内容の実現性、必要性を議論

新たな特例や ルールの見直し

- 検討の結果、規制改革が必要となれば規制改革が実現
- 提案内容によっては、区域を限定せず全国で規制改革

特区限定ルールを“使う”

長崎県以外の区域が国へ提案し、特区限定で実現した規制改革メニューについて、長崎県内でも活用することが可能です。

活用検討 事前協議

- 特例の活用が可能か、長崎県と相談
- 内閣府へも確認しながら、事業概要を記載した区域計画案を作成

区域会議での審査

- 区域会議において区域計画案を審議
- 内容が承認されれば総理大臣へ計画認定を申請

計画認定

- 総理大臣による正式な区域計画の認定

事業実施

- 区域計画に基づき特例を活用した事業を実施
- 事業実施にあたりさらなる規制改革の必要があれば追加提案も可能

長崎県 企画部 政策企画課

特区活用事例の紹介

既に認定されている特例事例について、「数の規制」「権限の規制」「手続きの規制」の3つの観点でご紹介いたします。新たな規制改革提案や特例メニュー活用を検討する際の参考にしてください。

数の緩和

特定酒類の最低製造量基準を撤廃・引き下げ



各地域の特産物を活かした酒類製造が容易に

観光・産業

- ① 農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米、果実を原料とした濁酒、果実酒を製造する場合、最低製造数量基準を適用しない特例を2003年に創設。
- ② 2008年には地域の特産物である農産物等を原料とした酒類（果実酒、リキュール）を製造する場合、最低製造数量基準を大幅に引き下げる特例を追加。（2017年には、単式蒸留焼酎等を追加）
- ③ 事業者の新規参入や6次産業化、新たな観光資源の創出に寄与

【認定計画数（累計）】 ①210件（全国43道府県で活用）
②136件（全国37道府県で活用）

権限の緩和

公設民営学校の設置



公立学校運営を民間へ開放

教育

教育委員会の一定の関与の下、都道府県等が指定する非営利の法人（学校法人、一般社団法人等）に、高等学校及び中高一貫校等の管理委託を認める特例。
現在までに、愛知県立愛知総合工科高等学校専攻科及び大阪府立水都国際中学校・高等学校の2校が設置され、産業人材やグローバル人材の育成等に寄与。

【活用自治体】 愛知県、大阪府

手続きの緩和

都市計画法等の手続きをワンストップ化



住宅の容積率緩和と都市計画法等の手続きワンストップ化

都市計画

区域計画に定めた住宅の容積率の最高限度の範囲内で、都市計画で定めた容積率を緩和する特例と、区域計画の認定をもって、事業に係る許認可等がなされたものとみなせる特例。

国際都市の形成に必要な施設の立地を促進。

【活用プロジェクト数（2023年度末までの類型）】 51プロジェクト
内訳：東京都48プロジェクト、神奈川県3プロジェクト

この他にも様々な分野で60以上の特例メニューがあります。
上記以外の活用事例は裏面、内閣府HPをご覧ください。

全活用事例

